

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：津軽広域水道企業団水道事業会計

事業名	用水供給事業(上水道事業)		
事業開始年月日	昭和49年7月6日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	津軽広域水道企業団	職員数※(H19. 4. 1現在)	28
構成団体名	弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、青森市、藤崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町		

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	53(H18)	公営企業債現在高(百万円)	9,165(H18)
累積欠損金(百万円)	48(H18)	利益剰余金又は積立金(百万円)	0
不良債務(百万円)	0	財政力指数※	0.48(H18)
資金不足比率(%)	0	実質公債費比率※(%)	16.8(H19)
		経常収支比率※(%)	93.5(H18)

注 平成17年度(又は平成18年度)の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。(ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。)

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	経営健全化計画(H19)
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	企業長 相馬 鋳一
既存計画との関係	「第3次財政収支計画(H15～H22)」を基に経営改善を図ったものである。
公表の方法等	議会への説明後ホームページ、掲示板等で公表する。
基本方針	合理的な水需要予測に基づいた給水量、能率的経営(経費節減)を前提とした原価による適正な料金設定をして収入を確保する。また、組織変更や定員管理の適正化を図るとともに手当の総点検による給与の適正化を図るなどの現計画と比較して、より一層の経営努力をする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			1,165.3	1,165.3
	補償金免除額			234.2	234.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額			0.0	0.0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			964	964

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道（創設事業）	1,383,858	988,755	1,165,334	3,537,947
合 計 (A)		1,383,858	988,755	1,165,334	3,537,947
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,383,858	988,755	1,165,334	3,537,947

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道（創設事業）	1,530,065	586,771	963,710	3,080,546
合 計 (A)		1,530,065	586,771	963,710	3,080,546
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,530,065	586,771	963,710	3,080,546

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>水道事業は多額の建設費を必要とし、国や県からの補助金を充当しても地元 の市町村の負担が大きい事業である。しかしながら、近年の災害時において、 ライフラインとしての重要性を改めて認識することとなった。ライフラインと しての水道を確保し、安全、安定、水質の向上を図るために、建設時には想定 していなかった①浄水池増設（原水の急激な変動に備え、浄水量を2倍以上確 保する施設の増築）②天日乾燥床増設（浄水過程で発生する汚泥の処理量及び 処理時間が計画時を大幅に超えている。）③各地で発生した大規模な地震にも 耐えうる浄水施設及び管路の耐震化④水質試験項目の大幅な増加に対応する機 器購入又は水質試験委託費の増大などに対処するための諸対策が必要となり、 その事業運営費用もまた増加せざるを得ないようになった。それらを全て市町 村と住民に求めていくのが原則ではあるが、長期にわたる景気の低迷、特に津 軽圏域の経済情勢は全国の最下位に位置するため、非常に厳しいものがある。 また、企業団からの供給料金の値上げが構成市町村の水道料金に影響を与え、 全国的にもかなり上位にある水道料金の更なる値上げにつながり、住民へ直接 負担がかかるため難しい。給水区域内人口が減少し、給水収益も減少する中 で、営業収支比率が150%超を維持しているため、累積欠損金は平成19年度で 解消し、利益剰余金が発生する見込みである。他方では、施設の更新時期を控 え、企業債償還元金対減価償却費比率が148%と高い率を示しており、再投資 を行うのに企業債等の外部資金に頼らなければならない状況にある。</p>
経 営 課 題	<p>課 題 ① 適正な料金設定 漏水及び災害時におけるライフラインとしての機能を強化するため、浄水池 の増設等を行い、内部留保資金を充当することとした。しかし、水道水の供給 先である各市町村の人口減少などにより給水量が減ってきており、財政計画の 収益に大きな影響を与えている。</p> <p>課 題 ② 経費の節減 他の事業体と比較して、浄水過程で発生する汚泥の量が多量であるため、計 画以上の天日乾燥床の増設や、その処理に多額の費用がかかるようになった。 また、原水の水質が低温、低濁度、アルカリ度等の関係で浄水作業に係る薬品 の量が多量であるため、多額の費用がかかっている。</p> <p>課 題 ③ 維持修繕費の抑制 営業開始から20年以上経過して施設が老朽化しており、修繕費の増加及び 施設の更新時期を迎えていることなどにより、支出額が増加傾向にある。</p> <p>課 題 ④</p>

	課 題 ⑤
留 意 事 項	平成17年度から津軽圏域中央部の水需要予測について、厚生労働省と協議してきたが、その中で西北事業部が津軽ダムから撤退し津軽事業部から給水を受けることとなった。しかし、圏域全体や他の構成市町村の水需要がまだ確定していないため、施設計画や財政計画（料金改定を含む）の策定ができない状況にある。

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	99.4	98.7	101.7	102.0	106.0	105.7	112.5	120.8	125.0	129.6
総収支比率(法適用) (%)	111.9	99.6	102.7	102.8	107.7	107.5	114.4	122.7	127.0	131.7
経常収支比率(法適用) (%)	111.9	99.6	102.7	102.8	107.7	107.5	114.4	122.7	127.0	131.7
営業収支比率(法適用) (%)	157.9	154.9	156.4	151.2	153.9	147.0	144.7	152.4	154.4	156.4
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	14.0	15.0	12.3	9.6	2.4	-	-	-	-	-
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	10.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準内繰入金 (%)	10.6								
	うち基準外繰入金 (%)									
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)									
	うち赤字補てん的なもの (%)									
	資本的収入分 (%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準内繰入金 (%)	100.0								
	うち基準外繰入金 (%)									
	うち赤字補てん的なもの (%)									

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>水道料金の算定は、日本水道協会の算定基準に基づき算定している。料金収入については、地域の水道料金に配慮しつつも、運営費用及び給水量に対応した料金の設定が不可欠であり、平成21年度に約3.44%引き上げ、継続することで収入を確保する。水量については、平成14年度から平成17年度と比較して少なく見積もっている。（厚生労働省との協議が整い、施設増設に伴う基本水量の増加（基本料金の増加）について、構成市町村の了解をもらえれば、年間5億円の料金収入の増加が見込まれる。）</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>平成14年当時の各市町村の財政が、長期にわたる景気の低迷、津軽圏域の経済情勢が全国の最下位に位置し非常に厳しかった。そこで、当企業団に対する一般会計からの繰入金を廃止することとした。今後、新たな国庫補助事業等がない限り、繰入金はないと思われる。（繰入金に対応する分については、水道料金で賄われる。）</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>《●浄水池築造工事 389百万円 H18・H19●天日乾燥床築造工事 187百万円 H18・H19●電気設備更新工事 194百万円 H18・H19●場外電気設備更新工事 323百万円 H20・H21●場内配水管工事 323百万円 H20・H21》を含む計画である。</p> <p>（津軽圏域中央部の水需要等に関する、厚生労働省との協議の結果によっては新たな大規模投資の可能性がある。）</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>職員給与費は、ほぼ平成19年度予算ベース、その他経費は、年5%削減、民間資金の借換え率は、平成年度の利率平均である3.35%とした。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>平成15年度に前年度職員数32人（定数33人）から27人（定数28人）に減少した。</p> <p>（建設事業の増加により平成18年度から28人＝定数になった。）</p> <p>●基本給のわたり制度の廃止（H18から） ●派遣職員の基本給を派遣元の1号棒上位を廃止。（H19から） など給料の適正化をしてきた。 ●管理職手当の算定方法を変更した。（H19から、基本給に定率をかける方法から定額制になり、金額の減少となった。） ●住居手当の支給要件、金額を変更した。（H19から、持家年数制限なし3,000円を新築5年以内2,500円に変更） ●通勤手当の見直しをした。（H19から、四輪自動車の支給額を見直した。経過措置中） ●企業手当の廃止 H17・18で段階的に縮小し、H19から廃止 ●H19から自動車運転手当の廃止 ●現場作業、池内清掃作業の統合及び改正 ●退職手当の適正化（段階的に引き下げている。）などの給与全般についての見直しを行ってきており、今後も継続していく。</p> <p>該当職員（職種）なし</p> <p>H15から退職時特別昇給は廃止し、退職手当の支給率についても適正に改正している。（定年時支給月数 H15 62.7、H16 60.99、H17～H19 59.28）</p> <p>職員が加入している市町村職員共済組合の事業主負担については、地方公務員共済組合法等に基づき負担している。また、毎年度末、職員厚生会交付金（法定福利費）について、余剰が発生した場合には、職員厚生会からの返還を行っており、適正な執行に勤めている。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>課題②③ 平成15年度から、浄水運転管理業務の夜間及び休日を民間委託しており一定の経済効果及び事務管理上の効果を挙げている。また、浄水過程で発生する汚泥の処理について、平成19年度に部内にプロジェクトチームを組織し施設計画から運用、処理コストの軽減について検討している。さらに、老朽化による修繕費の増加に対して、優先順位をつけて年度の計画を執行している。</p> <p>課題② 当企業団において民間に委託しているのは、浄水場運転管理業務、水質検査業務の一部、施設現場監理業務、清掃業務、機械警備業務、OA保守業務、積算設計業務の一部などがある。また、一部の大規模事業者（埼玉県企業局、神奈川県企業庁、愛知県企業庁など）で浄水発生土の処理についてPFIを導入している事例がみられるため、今後検討していきたいと考えている。ただし、施設の建設費用が多額となる水道事業においては、市場化テストにはなじまないように思われる。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題① 現在の料金は、平成15年度から平成22年度までの8年間の第3次財政収支計画に基づき、（社）日本水道協会の「水道料金算定要領」により料金設定をしている。現在の料金は、基本料金と使用料金の二部料金制で、責任水量制を採用している。単価は、基本料金が1㎡当たり48円2銭、使用料金が1㎡当たり20円89銭である。平成19年度中に前半の4年間の実績で財政収支計画の検証をしたうえで、構成市町村と協議し料金改訂（基本料金4.94%増、使用料金は据置）することとし、年間76百万円の収入の増加を図ることとしたい。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	年度ごとに業務指標に基づく経営分析を行っており、事業年報等に掲載している。また、当企業団の議会及び議員全員協議会での報告及び関係市町村の部課長会議等で説明をしている。また、給与等については人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表しており、業務状況についても各市町村に告示等をお願いしている。（今年度ホームページを開設したため今後はホームページに公開することを検討している） 行政評価を導入するには至っていないが、項目としては、住民の意見収集、安全で高品質な水、健全な事業運営、災害に強いライフライン、安定した水環境などを考えているところである。
5 その他	ペイオフ対策から始めた国債での資金運用で、超低金利時代にあって、平成17年度は4百万円、平成18年度は9百万円の運用益を確保した。また、金融機関の入札による大口定期預金では、平成17年度は3百万円、平成18年度は1千万円の利息を計上するなど、より有利な運用をしている。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成14～18年度において、職員数を32人から28人に減少（12.5%の減少）している。その他には、各種手当の見直しを行っており、人件費が削減されている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	経費節減に努めた結果、繰越欠損金は平成19年度末で解消される見通しである。また、平成19年度中に計画期間前半の4年間の実績で財政収支計画の検証をしたうえで、構成市町村と協議し料金改訂（基本料金4.94%増、平均3.44%増）することを考えている。浄水過程で発生する汚泥の処理について、部内にプロジェクトチームを組織し施設計画から運用、処理コストの軽減について検討しているが、今後はPF1の活用なども考慮していきたい。さらに、老朽化による修繕費の増加に対して、優先順位をつけて年度の計画を執行している。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	該当なし。
4 その他	<p>●資金運用 ペイオフ対策から始めた国債での資金運用で、超低金利時代にあつて、平成17年度は4百万円、平成18年度は9百万円の運用益を確保した。また、金融機関の入札による大口定期預金では、平成17年度は3百万円、平成18年度は1千万円の利息を計上するなど、より有利な運用をしている。</p> <p>●売電 当企業団は水力発電をしており、場内の電力を賄ったほか余剰電力を電力会社に売電している。その金額は、平成17年度は9百万円、平成18年度は12百万円の収入を得ている。</p>

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
2	料金改定率		-3.5							3.4				
	改善額(料金の適正化)※1									76	76	77	229	
	一般会計負担金の額	482												
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
2	その他(資金運用)	14	19	21	16	32		33	33	33	33	33	33	
	改善額		5	7	2	18	32	1	1	1	1	1	5	
【経費の削減】														
職員給与費の適正化														
1	職員給与費(退職手当以外)	270	234	238	239	246		244	240	240	240	240	240	
	改善額		36	32	31	24	123	2	6	6	6	6	26	
	給与水準	139	125	126	127	130		130	127	127	127	127	127	
	改善額		14	13	12	9	48	0	3	3	3	3	12	
	その他()	131	109	112	112	116		114	113	113	113	113	113	
	改善額		22	19	19	15	75	2	3	3	3	3	14	
	職員給与費(退職手当)	7	7	9	28	12		33	33	33	33	33	33	
1	職員数(人)	32	27	27	27	28		28	28	28	28	28	28	
	増減数(人)	0	-5	0	0	1	-4	0	0	0	0	0	0	
2	維持管理費等	434	426	446	501	445		488	468	449	431	414	414	
	改善額(適正化)							-43	-23	-4	14	31	-25	
	工事コスト※2													
	改善額(縮減額)													
	その他()													
	改善額													
	累積欠損金比率	14.0	15.0	12.3	9.6	2.4		—	—	—	—	—	—	
	増減	-11.9	1.0	-2.7	-2.7	-7.2								
	企業債現在高	12,442	11,685	10,882	10,043	9,165		8,247	7,481	6,684	5,855	4,984	4,984	
	増減	-712	-757	-803	-839	-878		-918	-766	-797	-829	-871	-871	
							計画前5年間改善額 合計	155					改善額 合計	235
												(参考) 補償金免除額	234.2	

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	357	354	364	350	358	358	358	358	358	358
年間総有収水量 (千m ³)	23,330	22,496	22,577	22,397	22,178	22,297	22,297	22,297	22,297	22,297
公称施設能力 (m ³ /日)	92,625	92,625	92,625	92,625	92,625	92,625	92,625	92,625	92,625	92,625
1日最大配水量 (m ³ /日)	71,838	70,529	72,055	70,695	70,734	70,800	70,800	70,800	70,800	70,800
最大稼働率 (%)	77.6	76.1	77.8	76.3	76.4	76.4	76.4	76.4	76.4	76.4
供給単価 (円/m ³)	89	89	88	89	85	89	89	93	93	93
給水原価 (円/m ³)	90	90	87	87	90	84	79	77	74	71

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

該当なし